

工事費全体の20% (上限30万円) を補助!! 平成31年度住宅リフォーム補助受付開始

申請は2020年
2月28日(金)まで

◆補助の対象となる方

現在、リフォームなどを行う住宅に住んでいる、または居住しようとしている方で、次の全てに該当する方
(共同所有の場合はいずれかの一人に限る)

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- (3) 町税その他の町の公課に滞納がない方 (同居者を含む)
- (4) 町税の滞納に対する制限措置を受けていない方 (同一世帯の全員)

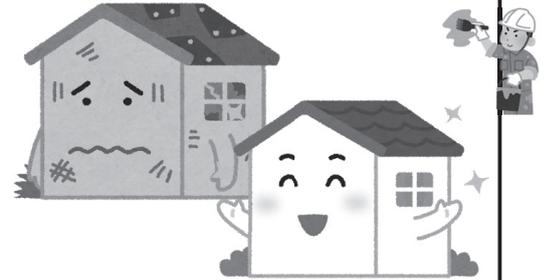
◆補助対象工事についての注意点

次の全てに該当する必要があります。

- (1) 増改築やリフォームなどに要する費用 (消費税等含む) が20万円以上のもの
- (2) 町内の建設業者または商工会会員が施工するもの
- (3) 補助金交付決定前に着工していないもの
- (4) 2020年3月31日までに完了届を提出できるもの
- (5) 建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

◆注意事項

- ※平成31年度の補助金予算額は1,700万円です。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了しますのでご注意ください。
- ※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです。(同一世帯および同一人につき期間中に1回に限る)



●相談・申込・お問い合わせ:施設課土木建築グループまたは 上ノ国商工会 (☎0139-55-2121)

農業用労務賃金および農業機械使用料金協定額 (平成31年4月1日から適用)

(単位:円)

区分	作業名	単位	賃金・料金	条件など	区分	作業名	単位	賃金・料金	条件など	
人作業	田畑作業 (1日8時間)	1人1日	6,680円	北海道最低賃金 割増は別 ※1参照	培土	畑	10分	3,200円		
	田畑作業 (時間給)	1人1時間	835円		中耕・除草	畑 (テラー)	10分	2,600円	薬剤代別	
トラクター (耕運機 含む)	ロータリー	田	10分	4,000円	1回当たり	バインダー	バインダー (田)	10分	4,200円	紐なし、 作業の難易度により 30%以内の加減
		畑	10分	4,000円		コンバイン	コンバイン (田)	10分	11,600円	
	プラオ田畑耕	10分	4,200円	コンバイン	バインダー (畑)	10分	1,800円			
	代かき	10分	5,000円	同時仕上げ	コンバイン (畑)	10分	7,000円			
	馬鈴薯堀取	10分	4,700円		カッター	ブラッシュ・カッター	1時間	2,100円		
	マルチャー	10分	4,000円		脱穀機	ハーベスター自走	10分	3,700円		
	肥料蒔き	10分	1,500円	散布のみ		大豆落とし	10分	3,800円		
	マニアスプレータ	10分	2,600円	散布のみ (10分2標準)		小豆落とし	10分	3,200円		
	田植え	種蒔き	10分	2,100円		その他機械	モア	10分	1,400円	
			サブソイラー	10分	3,000円		集草	10分	700円	1回当たり
田植		10分	4,200円		反転		10分	500円	1回当たり	
噴霧	ブームスプレーヤー	10分	5,700円	肥料代別	牧草ロール巻き		1個	1,000円		
		10分	2,700円	薬剤代別	牧草コンパクト		1個	150円		
					フロントローダー		1時間	2,100円		

補足事項 農業用機械については、運転手付きの料金とする。

※1 軽微な作業であってもこの最低賃金を下回らない金額を設定してください。また、作業の難易度によっては時給および日当について、最低賃金以上の金額を話し合いにて調整してください。

- ・上記「農業機械使用料金協定額」は、農作業を依頼する場合や受託する場合の一つの目安として利用してください。
- ・作業に係る料金は事前に双方で話し合い、合意を得た上で作業を実施してください。

農業委員会だより
お問い合わせ 上ノ国町農業委員会
☎0139-55-2311 (内線244)

カラスによる被害にご注意を

カラスは春から初夏にかけて産卵・子育てを行うため過敏となり、巣の付近を通る人を威嚇したり、直接攻撃しますのでご注意ください。

カラスから攻撃されないためには

- 巣に近づかない、刺激を与えない。
- 帽子や傘で身を守る

なお、町では私有地の巣の撤去は行っていません。また、巣の中に卵やヒナがいる場合の巣の撤去は、鳥獣保護法による捕獲許可が必要となります。

●お問い合わせ 農林課 農業林業グループ

介護離職の防止を

経験を積んだ熟練従業員や管理職など企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。

介護離職を防ぐためにも、仕事と介護の両立支援制度を就業規則などに定めるとともに、従業員に対する周知を行いましょう。

詳しくは 北海道労働局 HP [仕事と介護](#) を検索

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
☎ 011-709-2715

春のヒグマ注意特別期間について

●お問い合わせ 農林課 農業林業グループ

4月1日(月)から5月31日(金)は、冬眠から目覚めたヒグマへの注意特別期間となっています。ヒグマによる被害に遭わないために、入山などの際は注意しましょう。